

議案第12号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事業所」を「法人又は個人」に改め、同条第2号中「資本」を「資本金」に改め、同条第5号中「に定めるものをいう」を「に定める者をいう。別表において同じ」に、「含む」を「含み、技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する技能実習の在留資格をもって在留する外国人をいう。）を除く。次号において同じ」に改め、同条第11号中「固定資産税課税標準額」を「固定資産税の課税標準額」に改め、同号を同条第14号とし、同条第10号を同条第13号とし、同条第9号中「拡張し」を「拡張し、既設の事業所において事業の用に供する償却資産を新たに取得し」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号ただし書中「中小企業者以外のものが、資本」を「大企業（同項各号に規定する資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数を超える会社であって、当該各号に規定する事業を主たる事業として営むものをいう。）が、資本金」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。

（6）配置転換従業員 企業の立地に伴い市外の事業所から奨励措置の適用事業所に配

置転換される従業員で規則で定めるものをいう。

(7) 家族配置転換従業員 規則で定める世帯構成員を伴って本市に転入する配置転換従業員をいう。

(8) 単身配置転換従業員 配置転換従業員のうち家族配置転換従業員以外の者をいう。
第3条中「もの」を「者」に改める。

第4条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 市内企業活用奨励金

(5) 労働環境整備奨励金

第4条第2項本文中「前項第4号」を「前項第2号から第6号まで」に、「同項第1号の奨励金の交付を受けるための指定事業者に対し交付するものとする」を「指定事業者が同項第1号の奨励金の交付を受ける場合に、当該指定事業者に対して交付することができる」に改め、同項ただし書中「第7条第4項」を「第7条第3項」に、「前項第4号」を「前項第6号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附則第1項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

| 項 | 区分 | 交付要件 | 奨励金の額 | 限度額 |
|---|-----------|--|--|-----|
| 1 | 企業立地促進奨励金 | 企業の立地に伴う新規雇用従業員が20人（中小企業者にあつては10人）以上のとき。 | 市が評価した額の100分の5（中小企業者にあつては100分の10）以内の額 | 5億円 |
| | | 企業の立地に伴う新規雇用従業員が20人（中小企業者にあつては10人）未満のとき。 | 市が評価した額の100分の2.8（中小企業者にあつては100分の5.6）以内の額 | |
| 2 | 新規事業促進奨励金 | 新たな事業展開（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計 | 市が評価した額の100分の1.4以内の額 | 1億円 |

| | | | | |
|---|-----------|--|---|----------------------------------|
| | | 基準である日本標準産業分類をいう。)の中分類以上の変更をいう。)に伴う増設若しくは移転又は新設をしたとき。 | | |
| 3 | 成長分野促進奨励金 | 規則で定める成長分野に関連する事業の展開に伴う企業の立地をしたとき。 | 市が評価した額の100分の2.8以内の額 | 2億円 |
| 4 | 市内企業活用奨励金 | 企業の立地に伴う工事請負契約等に係る金額(規則で定める金額に限る。以下この項において同じ。)の総額が、投下固定資産総額(土地の取得に要する経費を除く。)の100分の50以上であるとき。 | 工事請負契約等に係る金額の総額の100分の2以内の額 | 3,000万円 又は企業立地促進奨励金の額のいずれか低い額 |
| 5 | 労働環境整備奨励金 | 従業員の利用に供するため福利厚生施設(規則で定める福利厚生施設に限る。以下この項において同じ。)を設置したとき。 | 福利厚生施設の設置に伴う家屋の取得に対して新たに市が賦課した固定資産税の課税標準額の100分の1.4以内の額 | 1,000万円 |
| 6 | 雇用促進奨励金 | 企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が5人(中小企業者にあつては2人)以上のとき。 | 新規雇用従業員及び家族配置転換従業員1人につき50万円(ただし、短時間労働者にあつては1人につき25万円)以内の額並びに単身配置転換従業員にあつては1人につき25万円以内の額 | 5,000万円 |
| 7 | 用地取得奨励金 | 市が造成した用地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき。 | 企業の立地に係る土地の取得価格の100分の30以内の額 | 3億円 |

| | | | |
|--|---|-------------------------------------|--|
| | 市の事業用借地に立地する企業が当該事業用借地を市から取得したとき。 | 土地の取得価格の100分の10以内の額 | |
| | 都市計画法第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域又は特定用途制限地域（産業居住地区に限る。）の民有地を取得し、企業の立地をしたとき。 ただし、取得面積は1,000平方メートル以上とし、同一の民有地について交付は1回限りとする。 | 市が評価した額（土地の取得に係るものに限る。）の100分の30以内の額 | |

備考 企業立地促進奨励金を交付する場合において、新規雇用従業員のうち短時間労働者は、当該短時間労働者2人をもって新規雇用従業員1人とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従前の例による。

提案理由

企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、平成31年度まで期間を延長するとともに、新たな奨励措置を設けることにより企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、本案を提出する。